

事務連絡  
令和7年1月28日

各 都道府県  
市町村  
特別区 衛生主幹部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

令和7年度以降の制度改正を踏ました

「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正等について  
(予告)

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年度以降の、帯状疱疹ワクチンの定期接種化や、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）のキャッチアップ接種期間終了後の取扱いについては、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会基本方針部会にて方向性を了承いただいたことを踏まえ、現在、必要な法令改正手続を進めているところです。

こうした手続については一定の時間を要するところ、各自治体においては速やかに接種体制の確保に取り組んでいただくことが必要であることから、前もって、別紙1「「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」の一部改正案」及び別紙2「帯状疱疹予防接種予診票（案）」をお示しすることといたしました。主な内容は下記のとおりですので、各自治体におかれではこれらを参考の上、予防接種事務の適切な実施のため、引き続き、必要な準備を進めていただきますようお願いいたします。

また、医療機関における被接種者向けの説明書等として、別紙3「帯状疱疹の予防接種についての説明書」もお示ししておりますので、あわせてご活用ください。

なお、別紙1及び2については、改正法令の公布とあわせ、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の一部改正通知として発出予定であり、今後の決裁等で形式的な修正等が生じうる旨を申し添えます。

記

1. 令和7年4月1日より、帯状疱疹を、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による定期の予防接種（以下「定期接種」という。）を行う対象疾患に追

- 加することに伴い、所要の改正を行うとともに、予診票様式を新たに追加する。
2. HPVワクチンのキャッチアップ接種について、接種期間中に1回以上接種している者については、期間終了後も公費で3回の接種を完了できるよう経過措置を設けることを踏まえ、所要の改正を行う。
  3. 風しんの追加的対策が本年度末で終了予定であることから、風しん第5期の定期接種に係る記載を削除する。
  4. 日本脳炎ワクチンの特例接種について、平成29年度から令和6年度に18歳となる者（平成11年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者）に対する接種勧奨に係る規定を削除する。
  5. その他所要の改正を行う。

以上

## 定期接種実施要領案（抄） 新旧対照表

改正後	現行
第1 総論	第1 総論
1・2 (略)	1・2 (略)
3 予防接種実施状況の把握 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u>	3 予防接種実施状況の把握 (1)～(3) (略) <u>(4) 風しんの第5期の定期接種の対象者への接種勧奨</u> <u>風しんの第5期の定期接種の対象者について、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体がないことが判明した者の中未接種者については、疾病罹患予防の重要性、当該予防接種の有効性、発生しうる副反応及び接種対象である期間について周知した上で、本人への個別通知等を活用して、接種勧奨を行うこと。</u>
4～6 (略)	4～6 (略)
7 予防接種の実施計画 (1) 予防接種の実施計画の策定については、次に掲げる事項に留意すること。 ア (略) イ ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種については、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、 <u>令和6年度まで</u> 時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）を実施していたところ、令和7年度についてもキャッチアップ接種に係る経過措置を設けることとしている。経過措置については、第2. 各論 6 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の（3）及び「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会におけるHPVワクチンのキャッチアップ接種に関する議論について」（令和6年11月29日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）を参考にすること。	7 予防接種の実施計画 (1) 予防接種の実施計画の策定については、次に掲げる事項に留意すること。 ア (略) イ ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種については、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）を実施するため、「 <u>HPVワクチンのキャッチアップ接種の実施等について</u> 」（令和4年3月18日健健発0318第3号厚生労働省健康局健康課長通知）を参考に計画を策定すること。
ウ・エ (略) (2)・(3) (略)	ウ・エ (略) (2)・(3) (略)

<p><b>8 対象者の確認</b></p> <p>接種前に、予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認すること。</p> <p>なお、接種回数を決定するに当たっては、次のこと留意すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><b>9 予診票</b></p> <p>(1) 乳幼児や主に小学生が接種対象となるいる定期接種（ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、H i b 感染症、小児の肺炎球菌感染症又は水痘）については様式第二予防接種予診票（乳幼児・小学生対象）を、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種のうち、接種を受ける者に保護者が同伴する場合及び接種を受ける者が満 16 歳以上の場合については様式第三ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴する場合、受ける人が満 16 歳以上の場合）を、満 16 歳未満の接種を受ける者に保護者が同伴しない場合については様式第四ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴しない場合）を、インフルエンザの定期接種については様式第五インフルエンザ予防接種予診票を、高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種については様式第六高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種予診票を、B型肝炎の定期接種については、様式第八B型肝炎予防接種予診票を、ロタウイルス感染症の定期接種については様式第九ロタウイルス感染症予防接</p>	<p><b>8 対象者の確認</b></p> <p>接種前に、予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認すること。</p> <p><u>風しんの第5期の定期接種の実施に当たっては、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者は定期接種の対象外となるため、対象者に抗体検査の結果の提示を求める等の方法により、接種の対象者を確認すること。</u></p> <p><u>(注) 風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価の基準は、別表1に掲げるとおりである。</u></p> <p>なお、接種回数を決定するに当たっては、次のこと留意すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><b>9 予診票</b></p> <p>(1) 乳幼児や主に小学生が接種対象となるいる定期接種（ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、H i b 感染症、小児の肺炎球菌感染症又は水痘）については様式第二予防接種予診票（乳幼児・小学生対象）を、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種のうち、接種を受ける者に保護者が同伴する場合及び接種を受ける者が満 16 歳以上の場合については様式第三ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴する場合、受ける人が満 16 歳以上の場合）を、満 16 歳未満の接種を受ける者に保護者が同伴しない場合については様式第四ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴しない場合）を、インフルエンザの定期接種については様式第五インフルエンザ予防接種予診票を、高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種については様式第六高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種予診票を、B型肝炎の定期接種については、様式第八B型肝炎予防接種予診票を、<u>風しんの第5期の定期接種については、様式第九風しんの第5期の予防接種予診</u></p>
--	--

<p>種予診票を、新型コロナウイルス感染症の定期接種については様式第十新型コロナウイルス感染症予防接種予診票を、<u>帯状疱疹の定期接種については様式第十一帯状疱疹予防接種予診票を</u>、それぞれ参考にして予診票を作成すること。</p>	<p><u>票を、ロタウイルス感染症の定期接種については様式第十ロタウイルス感染症予防接種予診票を、新型コロナウイルス感染症の定期接種については様式第十一新型コロナウイルス感染症予防接種予診票を</u>、それぞれ参考にして予診票を作成すること。</p>
<p>なお、満 16 歳以上であって未成年である者に対するヒトパピローマウイルス感染症の定期接種（<u>経過措置による接種を含む。</u>）及び日本脳炎の定期接種については、各市町村の判断で、本人の同意の他、保護者に対して接種の意向を確認することは差し支えない。この場合であっても、満 16 歳以上の者は保護者の同意は必要無く、予防接種を受けるかどうかについて満 16 歳以上の者が自ら判断できることから、保護者の意向により判断することなく、本人の同意の有無によって接種の実施を判断するよう留意すること。ただし、仮に予診票の自署欄に保護者の自署が記載されていた場合であっても、本人が接種を受けることを同意していることについて明示的に確認できる場合には、自署欄の修正は不要である。</p>	<p>なお、満 16 歳以上であって未成年である者に対するヒトパピローマウイルス感染症の定期接種（<u>キャッチアップ接種を含む。</u>）及び日本脳炎の定期接種については、各市町村の判断で、本人の同意の他、保護者に対して接種の意向を確認することは差し支えない。この場合であっても、満 16 歳以上の者は保護者の同意は必要無く、予防接種を受けるかどうかについて満 16 歳以上の者が自ら判断できることから、保護者の意向により判断することなく、本人の同意の有無によって接種の実施を判断するよう留意すること。ただし、仮に予診票の自署欄に保護者の自署が記載されていた場合であっても、本人が接種を受けることを同意していることについて明示的に確認できる場合には、自署欄の修正は不要である。</p>
<p>なお、予診票については、予防接種の種類により異なる紙色のものを使用すること等により予防接種の実施に際して混同を来さないよう配慮すること。</p>	<p>なお、予診票については、予防接種の種類により異なる紙色のものを使用すること等により予防接種の実施に際して混同を来さないよう配慮すること。</p>
<p>(2) 作成した予診票については、<u>インフルエンザの定期接種、高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種、新型コロナウイルス感染症の定期接種及び帯状疱疹の定期接種</u>を除き、あらかじめ保護者に配布し、各項目について記入するよう求めること。</p>	<p>(2) 作成した予診票については、<u>風しんの第 5 期の定期接種、インフルエンザの定期接種及び高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種</u>を除き、あらかじめ保護者に配布し、各項目について記入するよう求めること。</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>10・11 (略)</p>	<p>10・11 (略)</p>
<p>12 接種時の注意</p>	<p>12 接種時の注意</p>
<p>(1) 予防接種を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。</p>	<p>(1) 予防接種を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。</p>
<p>ア～オ (略)</p>	<p>ア～オ (略)</p>
<p>カ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン（以下</p>	<p>カ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン（以下</p>

<p>「5種混合ワクチン」という。)を使用するジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b感染症、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンを使用する肺炎球菌感染症並びに結核、ヒトパピローマウイルス感染症、ロタウイルス感染症、高齢者の肺炎球菌感染症、<u>新型コロナウイルス感染症及び乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを使用する帯状疱疹以外の予防接種</u>にあっては、原則として上腕伸側に皮下接種により行う。接種前には接種部位をアルコール消毒すること。同一部位への反復しての接種は避けること。</p>	<p>「5種混合ワクチン」という。)を使用するジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b感染症、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンを使用する肺炎球菌感染症並びに結核、ヒトパピローマウイルス感染症、ロタウイルス感染症、高齢者の肺炎球菌感染症<u>及び新型コロナウイルス感染症以外の予防接種</u>にあっては、原則として上腕伸側に皮下接種により行う。接種前には接種部位をアルコール消毒すること。同一部位への反復しての接種は避けること。</p>
<p>キ～シ (略)</p>	<p>キ～シ (略)</p>
<p>ス <u>乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを使用する帯状疱疹の予防接種</u>にあっては、原則として上腕の三角筋部に筋肉内注射により行う。なお、その際、臀部には接種しないこと。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては、注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。同一部位への反復しての接種は避けること。</p>	<p>ス (略)</p>
<p>セ (略)</p> <p>ソ キ、ケ、サ、シ又はスにおいて、筋肉内注射により行う場合には、注射針の先端が血管内に入っていないことの確認の際、陰圧をかける必要はないこと。</p>	<p>セ キ、ケ、サ、又はシにおいて、筋肉内注射により行う場合には、注射針の先端が血管内に入っていないことの確認の際、陰圧をかける必要はないこと。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>13～18 (略)</p> <p>19 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保</p>	<p>13～18 (略)</p> <p>19 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保</p>
<p>(1) ロタウイルス感染症、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く法の対象疾病(以下「特定疾病」という。)について、それぞれ政令で定める予防接種の対象者であった者(当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者<u>帯状疱疹にあっては、当該疾病にかかったことのある者を除く。</u>)その他施行規則第2条各号に規定する者を除く)であって、当該予防接種の対象者であった間に、(2)の</p>	<p>(1) ロタウイルス感染症、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く法の対象疾病(以下「特定疾病」という。)について、それぞれ政令で定める予防接種の対象者であった者(当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他施行規則第2条各号に規定する者を除く。)であって、当該予防接種の対象者であった間に、(2)の特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかつ</p>

<p>特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかつたと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年（高齢者の肺炎球菌感染症及び帯状疱疹に係る定期接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年）を経過する日までの間（（3）に掲げる疾病については、それぞれ、（3）に掲げるまでの間である場合に限る。）、当該特定疾病の定期接種の対象者とすること。</p>	<p>たと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年（高齢者の肺炎球菌感染症に係る定期接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年）を経過する日までの間（（3）に掲げる疾病については、それぞれ、（3）に掲げるまでの間である場合に限る。）、当該特定疾病の定期接種の対象者とすること。</p>
<p>（2）～（5）（略） 20～23（略）</p>	<p>（2）～（5）（略） 20～23（略）</p>
<p><b>第2 各論</b> 1（略） <b>2 麻しん又は風しんの定期接種</b> <b>（1）対象者</b> ア・イ（略） (削る)</p>	<p><b>第2 各論</b> 1（略） <b>2 麻しん又は風しんの定期接種</b> <b>（1）対象者</b> ア・イ（略） <b>ウ 風しんの第5期の予防接種は、原則、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性（風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く。）に対し、1回行うこと。</b></p>
<p>（2）・（3）（略） (削る)</p>	<p>（2）・（3）（略） <b>（4）風しんの第5期の予防接種における休日・夜間ににおける接種機会の確保</b> 風しんの第5期の予防接種については、被接種者の利便性向上の観点から、休日・夜間ににおける接種機会を確保するよう努めること。</p>
<p><b>3 日本脳炎の定期接種</b> <b>（1）～（3）（略）</b> (削る)</p>	<p><b>3 日本脳炎の定期接種</b> <b>（1）～（3）（略）</b> <b>（4）平成29～令和6年度における予防接種の特例に係る積極的な勧奨</b> <b>ア 対象者</b> 平成29～令和6年度に18歳となる者（平成11年4月2日から平成19年4月1日までに</p>

	<p><u>生まれた者）については、平成 17 年 5 月 30 日から平成 22 年 3 月 31 日までの積極的な勧奨の差し控えにより、第 2 期の接種勧奨が十分に行われていないことから、（3）の接種方法に沿って、年度毎に 18 歳となる者に対して予防接種の積極的な勧奨を行うこと。</u></p> <p><u>イ 積極的な勧奨に当たって、個別通知を行う際には、予防接種台帳を確認して予防接種を完了していない者にのみ通知を行う方法又は対象年齢の全員に通知した上で、接種時に母子健康手帳等により残りの接種すべき回数を確認する方法のいずれの方法でも差し支えない。</u></p> <p><u>ウ 積極的勧奨の差し控えが行われていた期間に、定期接種の対象者であった者のうち、第 1 期接種（初回接種及び追加接種）を完了していた者に対しては、市町村長等が実施可能な範囲で、第 2 期接種の積極的勧奨を行って差し支えない。</u></p>
<u>(4) (略)</u>	<u>(5) (略)</u>
<u>4・5 (略)</u>	<u>4・5 (略)</u>
<u>6 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種</u>	<u>6 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種</u>
<u>(1)・(2) (略)</u>	<u>(1)・(2) (略)</u>
<u>(3) キャッチャップ接種については、令和 6 年度の夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、キャッチャップ接種期間中に少なくとも 1 回以上接種している者について、当該期間終了後も公費で 3 回の接種を完了できるよう経過措置を設けることとしている。当該経過措置の実施に当たっては、次のことに留意すること。</u>	<u>(3) キャッチャップ接種の実施に当たっては、次のことに留意すること。</u>
<u>ア 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間の期間中に少なくとも 1 回以上接種した、平成 9 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までの間に生まれた女子を対象者とし、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間で実施すること。</u>	<u>ア 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間の期間中に実施し、平成 9 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までの間に生まれた女子を対象者とすること。</u>
	<u>また、期間中に定期接種の対象から新たに外れる世代（平成 18 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた女子及び平成 19 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までの間に生まれた女子）についても、順次、対象</u>

	<p><u>者とすること。</u></p> <p><u>なお、過去に1回又は2回のワクチン接種歴があり、长期にわたり接種を中断していた者についても、接種間隔にかかわらず、対象者とすること。その際、接種を初回からやり直すことなく、残りの回数の接種（2、3回目又は3回目）を行うこと。</u></p> <p>(新設)</p>
<u>イ 3年間の期間中に1回又は2回のワクチン接種歴があり、やむを得ず標準的な接種方法を取ることができずに、接種を中断していた者については、接種を初回からやり直すことなく、残りの回数の接種（2、3回目又は3回目）を行うこと。</u>	
<u>ウ (略)</u>	<u>イ (略)</u>
(ア) · (イ) (略)	(ア) · (イ) (略)
(4) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に、組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から5月以上、かつ2回目の注射から2月半以上の間隔をおいて1回行うこと。 <u>上記の間隔を全て満たすことを確認のうえ、可能な限り速やかに行うこと。</u>	(4) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に、組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行うこと。ただし、当該方法をとことができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から5月以上、かつ2回目の注射から2月半以上の間隔をおいて1回行うこと。
	<u>キャッチアップ接種においては、1回目の注射から行う場合は、前段の方法により接種を行うこと。2回目の注射から行い、当該方法をとることができない場合は、1回目の注射から1月以上の間隔をおいて2回目を行った後、1回目の注射から5月以上、かつ2回目の注射から2月半以上の間隔をおいて3回目を行うこと。3回目の注射から行う場合は、上記の間隔を全て満たすことを確認のうえ、可能な限り速やかに行うこと。</u>
(5) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に、組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる	(5) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に、組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる

<p>日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行うこと。ただし、当該方法をとことができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行うこと。上記の間隔を全て満たすことを確認のうえ、可能な限り速やかに行うこと。</p>	<p>日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行うこと。ただし、当該方法をとことができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行うこと。</p>
<p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(6)・(7) (略)</p>
<p>(8) 過去に接種したヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの種類が不明である場合、接種を実施する医療機関の医師と被接種者とで十分に相談した上で、接種するワクチンの種類を選択すること。この場合、結果として、異なる種類のワクチンが接種される可能性があるため、同一の者が異なるワクチンを接種した場合の安全性、免疫原性及び有効性についても、十分な説明を行うこと。さらに、過去に接種したワクチンの種類が不明である旨が予診票に記載されていることを確認すること。</p>	<p>(8) <u>キャッチアップ接種において、過去に接種したヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの種類が不明である場合、接種を実施する医療機関の医師と被接種者とで十分に相談した上で、接種するワクチンの種類を選択すること。この場合、結果として、異なる種類のワクチンが接種される可能性があるため、同一の者が異なるワクチンを接種した場合の安全性、免疫原性及び有効性についても、十分な説明を行うこと。</u>さらに、過去に接種したワクチンの種類が不明である旨が予診票に記載されていることを確認すること。</p>
<p>(9)～(12) (略) 7～12 (略)</p>	<p>(9)～(12) (略) 7～12 (略)</p>
<p><u>13 带状疱疹の定期接種</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>带状疱疹の予防接種は、(1)に掲げる者に対し、(2)のいずれかの方法で行うこと。ただし、(1)イに該当する者として既に当該予防接種を受けた者は、アの対象者から除くこと。</u></p>	
<p><u>(1) 対象者</u> <u>ア 65歳の者</u></p>	

イ 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの

(2) 接種方法

以下のいずれかの方法により行うものとする。

ア 乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用する場合は、1回皮下に注射すること。

イ 乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを使用する場合は、2月以上、標準的には2月の間隔をおいて2回筋肉内に注射すること。当該方法をとることができない場合でも1回目の接種から6月までに2回目の接種を完了することが望ましい。

また、(1)に掲げる者のうち、疾病又は治療により免疫不全である者、免疫機能が低下した者又は免疫機能が低下する可能性がある者等で、医師が早期の接種が必要と判断した者に対し、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを使用する場合は、1月以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射しても差し支えない。

(3) 対象者から除外される者

ア これまでに、乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回接種したことのある者であって、帯状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められるもの

イ これまでに、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを2回接種したことのある者であって、帯状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められるもの

(4) 带状疱疹の定期接種の対象者となる前に、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを1回接種したことのある者は、医師の判断に基づき、以降の接種を(2)イに準じて行うこと。

(5) 带状疱疹の予防接種に当たっては、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを定期接種として接種した後、乾燥弱毒生水痘ワクチンを定期接種として受けることはできないこと。

(6) 政令第6条の規定による周知を行うにあつ

ては、予防接種台帳等を活用し、既に帯状疱疹に係る定期の予防接種を受けたことのある者を除いて送付する方法で周知を行うこと。そのため、予防接種記録について5年間を超えて管理・保存するよう努めること。

(7) 接種歴の確認

帯状疱疹の予防接種を行うに当たっては、予診票により、当該予防接種の接種歴について確認を行うこと。

(8) 対象者の経過措置

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間、(1)アの対象者については、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とすること。また、これに加えて、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、令和7年3月31日において100歳以上の者も対象者とすること。

## 帯状疱疹予防接種予診票

診察前の体温	度	分
住 所		
氏 名		男・女
生 年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日 生 (満 歳)	

質 問 事 項	回 答 棚	医師記入欄
帯状疱疹の予防接種を受けたことがありますか。	いいえ はい	
(今回の接種が2回目以降の場合) 前回接種したワクチンの種類、接種年月日を記載してください。 (注1) ワクチンの種類は①シングリックス(組換えワクチン)、②乾燥弱毒生水痘ワクチン「ピケン」(生ワクチン)、③その他のうち、いずれか一つを○で囲んでください。	① / ② / ③ 年 月 日	
今日の帯状疱疹の予防接種について市町村から配られている説明書を読みましたか。	はい いいえ	
今日の予防接種の効果や副反応などについて理解しましたか。	はい いいえ	
現在、何か病気にはかかっていますか。 病名( ) 治療(投薬など)を受けていますか。 その病気の主治医には、今日の予防接種を受けてもよいと言われましたか。	いいえ はい いいえ はい いいえ はい	
免疫不全と診断されたことがありますか。	いいえ はい	
今日、体に具合の悪いところがありますか。 具合の悪い症状を書いてください。( )	いいえ はい	
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなつたことがありますか?	いいえ はい	
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなつたことがありますか。 予防接種の種類( )	いいえ はい	
ひきつけ(けいれん)を起こしたことがありますか。	いいえ はい	
1ヶ月以内に予防接種を受けましたか。 予防接種の種類( )	いいえ はい	
心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患などの慢性疾患にかかったことがありますか。 病名( )	いいえ はい	
その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。	はい いいえ	
最近1ヶ月以内に熱が出たり、病気にかかつたりしましたか。 病名( )	いいえ はい	
6ヶ月以内に輸血あるいはガンマグロブリンの注射を受けましたか。	いいえ はい	
今日の予防接種について質問がありますか。	はい いいえ	

医師記入欄	以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は(可能・見合わせる) 本人に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。 医師署名又は記名押印	
-------	---	--

ワクチンロット番号	接種方法		接種量	実施場所・医師名・接種年月日		
ワクチン名 Lot No. (注)有効期限が切れていないか要確認	シングリックス 筋肉内注射	乾燥弱毒生水痘ワクチン「ピケン」 皮下注射	0.5 ml	実施場所 医師名 接種年月日	令和 年 月 日	

### 帯状疱疹予防接種希望書 (医師の診察の結果、接種が可能と判断された後に記入してください。)

医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。

( 接種を希望します・接種を希望しません )

この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。

このことを理解の上、本予診票が市町村に提出されることに同意します。

令和 年 月 日 被接種者自署

(※自署できない者は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載)

## 帯状疱疹の予防接種についての説明書

### 帯状疱疹とは

帯状疱疹は、過去に水痘にかかった時に体の中に潜伏した 水痘帯状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経支配領域に沿って、典型的には体の左右どちらかに帯状に、時に痛みを伴う水疱が出現する病気です。合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「帯状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。

帯状疱疹は、70歳代で発症する方が最も多くなっています。

### 対象となる方

- ① 年度内に 65 歳を迎える方
- ② 60~64 歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な方。
- ③ 令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の経過措置として、その年度内に 70、75、80、85、90、95、100 歳（※）となる方も対象となります。

※ 100 歳以上の方については、令和 7 年度に限り全員対象となります。

### 帯状疱疹ワクチンとは

帯状疱疹ワクチンには生ワクチン（阪大微研：乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」）、組換えワクチン（GSK 社：シングリックス）の 2 種類があり、接種回数や接種方法、接種スケジュール、接種条件、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なっていますが、いずれのワクチンも、帯状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

	生ワクチン（阪大微研）	組換えワクチン（GSK 社）
接種回数（接種方法）	1 回（皮下に接種）	2 回（筋肉内に接種）
接種スケジュール	—	通常、2 か月以上の間隔を置いて 2 回接種 ※病気や治療により、免疫の機能が低下したまたは低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を 1 か月まで短縮できます。
接種できない方	病気や治療によって、免疫が低下している方は接種出来ません。	免疫の状態に関わらず接種可能です。
接種に注意が必要な方	輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方は治療後 3 か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は治療後 6 か月以上置いて接種してください。	筋肉内に接種をするため、血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方は注意が必要です。

その他に、接種前に発熱を呈している方、重篤な急性疾患に罹っている方、それぞれの予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな方等はいずれのワクチンをも接種出来ません。

また、心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患有する方、予防接種を受けて 2 日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった方、けいれんを起こしたことがある方、免疫不全と診断されている方や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方、帯状疱疹ワクチン（生ワクチン、組換えワクチン）の成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方等はいずれのワクチンについても接種に注意が必要です。

## 帯状疱疹ワクチンの効果

		生ワクチン（阪大微研）	組換えワクチン（GSK社）
帯状疱疹に対するワクチンの効果 (報告)	接種後1年時点	6割程度の予防効果	9割以上の予防効果
	接種後5年時点	4割程度の予防効果	9割程度の予防効果
	接種後10年時点	—	7割程度の予防効果

※ 合併症の一つである、帯状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果は、接種後3年時点で、生ワクチンは6割程度、組換えワクチンは9割以上と報告されています。

## 帯状疱疹ワクチンの安全性

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、生ワクチンについては、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎が、組換えワクチンについては、ショック、アナフィラキシーがみられることがあります。

接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

主な副反応の発現割合	生ワクチン（阪大微研）	組換えワクチン（GSK社）
70%以上	—	疼痛*
30%以上	発赤*	発赤* 筋肉痛、疲労
10%以上	そう痒感*、熱感* 腫脹*、疼痛*、硬結*	頭痛、腫脹* 悪寒、発熱、胃腸症状
1%以上	発疹、倦怠感	そう痒感*、倦怠感、他の疼痛

\*ワクチンを接種した部位の症状 各社の添付文書より厚労省にて作成

## 他のワクチンとの同時接種・接種間隔

いずれの帯状疱疹ワクチンについても、医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。

ただし、生ワクチン（阪大微研）については、他の生ワクチンと27日以上の間隔を置いて接種してください。

## 接種を受けた後の注意点

ワクチンの接種後30分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。

注射した部分は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は問題ありません。

当日の激しい運動は控えるようにしてください。

## 予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なのですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

制度の利用を申し込む時は、予防接種を受けた時に住民票を登録していた市町村にご相談ください。

## 定期接種を受ける方法・費用

定期接種はお住まいの（住民票のある）市町村（特別区を含む）で実施されます。

接種を受ける場所や費用について、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。